

## 崎野自然公園の管理に関する基本協定書（案）

令和 年 月 日

長 崎 県 時 津 町

## 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 第1章 総則                 |   |
| 第1条 (本協定の目的)           | 1 |
| 第2条 (指定管理者の指定の意義)      | 1 |
| 第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)  | 1 |
| 第4条 (信義誠実の原則)          | 1 |
| 第5条 (用語の定義)            | 1 |
| 第6条 (管理物件)             | 2 |
| 第7条 (指定期間)             | 2 |
| 第2章 本業務の範囲と実施条件        | 2 |
| 第8条 (本業務の範囲)           | 2 |
| 第9条 (甲が行う業務の範囲)        | 2 |
| 第10条 (業務実施条件)          | 3 |
| 第11条 (業務範囲及び業務実施条件の変更) | 3 |
| 第3章 本業務の実施             | 3 |
| 第12条 (本業務の実施)          | 3 |
| 第13条 (開業準備)            | 3 |
| 第14条 (第三者による実施)        | 3 |
| 第15条 (目的外使用)           | 3 |
| 第16条 (管理施設の改修等)        | 4 |
| 第17条 (緊急時の対応)          | 4 |
| 第18条 (情報管理)            | 4 |
| 第4章 備品等の扱い             | 4 |
| 第19条 (甲による備品等の貸与)      | 4 |
| 第5章 業務実施に係る甲の確認事項      | 4 |
| 第20条 (業務計画書の提出等)       | 5 |
| 第21条 (事業報告書の提出等)       | 5 |
| 第22条 (事業実施状況の確認と改善勧告)  | 5 |
| 第6章 指定管理料及び利用料金        | 5 |
| 第23条 (指定管理料の支払い)       | 5 |
| 第24条 (指定管理料の変更)        | 6 |
| 第25条 (利用料金収入の取扱い)      | 6 |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第26条（利用料金の決定）           | 6  |
| 第7章 損害賠償及び不可抗力          | 6  |
| 第27条（損害賠償等）             | 6  |
| 第28条（第三者への賠償）           | 6  |
| 第29条（保険）                | 6  |
| 第30条（不可抗力発生時の対応）        | 7  |
| 第31条（不可抗力により発生した費用等の負担） | 7  |
| 第32条（不可抗力による一部の業務実施の免除） | 7  |
| 第8章 指定期間の満了             | 7  |
| 第33条（業務の引継ぎ等）           | 7  |
| 第34条（原状回復義務）            | 8  |
| 第35条（備品等の扱い）            | 8  |
| 第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し    | 8  |
| 第36条（甲による指定の取り消し）       | 8  |
| 第37条（乙による指定の取り消しの申出）    | 8  |
| 第38条（不可抗力による指定の取り消し）    | 9  |
| 第39条（指定期間終了時の取扱い）       | 9  |
| 第10章 その他                | 9  |
| 第40条（権利義務の譲渡の禁止）        | 9  |
| 第41条（連絡調整会議等の設置）        | 9  |
| 第42条（本業務の範囲外の業務）        | 9  |
| 第43条（請求、通知等の様式その他）      | 10 |
| 第44条（協定の変更）             | 10 |
| 第45条（疑義についての協議）         | 10 |
| 別紙1 管理物件                |    |
| 別紙2 リスク分担表              |    |

## 崎野自然公園の管理に関する基本協定書（案）

時津町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、崎野自然公園（以下「本公園」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本公園を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本公園の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本公園の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- （2）「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- （3）「仕様書」とは、崎野自然公園指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- （4）「自主事業」とは、募集要項等に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- （5）「提案書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務

提案書のことをいう。

(6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。

(7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、新型ウイルス等による感染症・疫病、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。

(9) 「募集要項」とは、崎野自然公園指定管理者募集要項のことをいう。

(10) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。

(11) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 本公園の管理に関して甲が指定管理者の指定を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第8条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本公園の施設及びその附属設備の維持管理に関する業務

(2) 公園の利用の許可及び利用料金に関する業務

(3) その他崎野公園の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、時津町崎野自然公園指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 管理施設の目的外使用許可

(2) 甲が負担することとなる管理施設の修繕等の業務

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定、条例及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(目的外使用)

第15条 乙は、管理業務以外の目的で施設を使用する場合は、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、あらかじめ甲の許可を受けなければならない。

(管理施設の改修等)

第16条 管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれがある事項（以下「リスク」という。）の分担については、別紙2「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定する。
- 3 前2項のリスク分担により発生する補償又は賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

(緊急時の対応)

第17条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第18条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び時津町個人情報保護条例（平成16年時津町条例第1号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第19条 甲は、別紙1に示す備品等（以下「備品等」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(業務計画書の提出等)

第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに管理業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、管理業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の提出等)

第21条 乙は、毎年度終了後40日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況報告書
- (2) 施設等の利用状況及び利用料金収入実績
- (3) 管理に係る経費の収支決算書
- (4) 指定管理者である法人等の経営状況を説明する書類
- (5) その他町が必要と認める事項

2 乙は、年度途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(実施状況の確認と改善勧告)

第22条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による管理業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による管理業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して管理業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

## 第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第23条 甲は、本業務実施の対価として、毎年度、甲の予算の範囲内で指定管理

料を乙に支払う。なお、甲が乙に支払う指定期間における指定管理料の総額は、  
●●●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

- 2 乙は、毎月末日の7日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第24条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（利用料金収入の取扱い）

第25条 乙は、本公園の施設等の利用料金を当該乙の収入として、収受することができる。

（利用料金の決定）

第26条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第27条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

(2) 施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力により発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、そ

の申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して、管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (5) その他、甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知したうえで、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第37条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (4) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条から第35条の規定は、第36条から第38条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

## 第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(連絡調整会議等の設置)

第41条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。詳細については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、本公園の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第43条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第44条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第45条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（地方公共団体）

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

名 称 時津町長



乙（指定管理者）

所在地 ○○○○○○

名 称 ○○○○○○

代表者 ○○○○○○



## 別紙1 管理物件

(1) 管理施設 (※詳細については、募集要項「2施設の概要」を参照のこと。)

- 管理棟
- 宿泊施設
- キャンプ施設
- 草スキー場
- 敷地内の外構及び植栽
- その他施設

(2) 管理物品 (※詳細については、以下の参考資料を参照のこと。)

- 崎野自然公園備品一覧
- 崎野自然公園キャンプ用品一覧
- 崎野自然公園草スキー用品一覧
- 崎野自然公園土木園芸用品一覧
- 崎野自然公園大工用品一覧
- 崎野自然公園左官用品一覧
- 崎野自然公園薪作り用品一覧
- 崎野自然公園工具用品一覧
- 崎野自然公園清掃用品一覧
- 崎野自然公園コテージ用品備品一覧

## 崎野自然公園の管理に関する年度協定書（案）

時津町長（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に、崎野自然公園の管理に関して締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、崎野自然公園の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は、崎野自然公園の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

(令和〇〇年度の業務内容)

第2条 甲及び乙は、令和〇〇年度の業務内容は、基本協定及び事業計画書等に定めるとおりであることを確認する。

(令和〇〇年度の指定管理料)

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、指定管理料 金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

(疑義等の決定)

第4条 ○○年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（地方公共団体）

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

名 称 時津町長

印

乙（指定管理者）

所在地 ○○○○○○

名 称 ○○○○○○

代表者 ○○○○○○

印